

JA共済担当者通信 2014



こんな電話には

注意！注意！

1 1月3日頃に強風があった以降、組合員さん宅に火災保険の手続代行業者から、以下の内容の電話が架かって来ています。

「いまご加入の火災保険で・・・外壁・屋根補修が可能です!!」

「請求手続きは、こちらで行うのでお手数お掛けしませんよ!!」

「建物を拝見しにお伺いさせて頂いてもよろしいでしょうか!!」

このような内容のお電話が、組合員さんの自宅に電話が架かってきていますが、もし雪害や風災があったとしても、JA共済は手続代行業者との直接的なやり取りは行っていませんので、もしこのようなお電話があったとしても対応しないようお願い致します。

また、このようなお電話がありましたら、JA北いしかり共済課までご相談下さい。

本 所	0 1 3 3 - 2 3 - 2 5 6 3
西当別支所	0 1 3 3 - 2 6 - 2 1 1 1
厚田支所	0 1 3 3 - 7 7 - 2 3 1 1

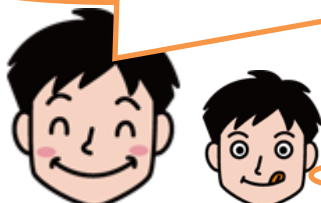
～JA 共済からのお知らせ～



見慣れない修理業者からの
「(保険・共済をつかって) “自己負担ゼロ” でリフォームを」
にはご用心!! 最近、全国的に増加しています!!

こんな業者、来ていませんか・・・?

お宅の屋根瓦、ゆがんでいますよ。以前の台風被害による損傷でしょうから、火災保険等の対象になります。後で保険金が支払われますので、お客様の自己負担はかかりません!! このマニュアルどおりに、JAに請求してください。
もし請求の手続きが面倒であれば、手続きも代行いたしますよ。(下線部が手口のポイント)



修理業者 (表の顔) (裏の顔)

実際は“老朽化”なんだけど、適当な見積もりを作れば保険金が支払われるだろうし、そのお金で手抜修理をすればまるもうけ!

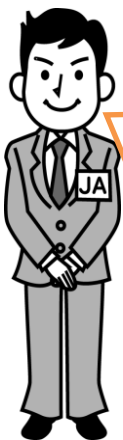
もし、安易に応じてしまうと・・・?



お客さま

業者から見積もりをもらってJAに行ったら、「約款に定める支払条件に該当しません」って言われちゃった・・・
ってことは・・・

全額自己負担の可能性があります!!



<JAからのアドバイス>

このような業者は、実際の損害に比べ不当に高額な見積りを出してきたり、工事がずさんだったり、必要のない修理をしたり、共済金が支払われない場合でも解約料を要求してくる等、お客様がトラブルに巻き込まれる可能性があります。

もし、このような業者が来たら、まずご加入のJAまでご相談いただきますようお願い申し上げます。

JA共済では、自然災害による被害について、専門的知識を有する担当者が調査・査定を実施し、迅速かつ適正な共済金の支払を行なっております。

もちろん業者に対しても毅然と対応し、お客様にご迷惑がかからないよう、全力を尽くします。

